

工事進捗状況報告書の提出について

工事が完了するまでの間、許可日から3ヶ月後及びその後は1年ごとに工事の進捗状況を必ず提出して下さい。

工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を提出して下さい。

4条許可申請の場合は「申請人」、5条許可申請の場合は「譲受人」が報告を行う必要があります。

当該報告書の提出を条件に許可されていますので、必ず八重瀬町農業委員会へ提出して下さい。

【提出書類一覧】

- 1 工事進捗状況報告書 2部
- 2 添付書類
 - ・現場写真（4方向から撮影）2部
 - ・上記写真の撮影方向を示す図面 2部
 - ・許可書の写し 2部

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所 八重瀬町字東風平1188番地

氏名 八重瀬 太郎

工事進捗状況報告書

令和〇年〇月〇日付け沖縄県指令農第111-11号(農地法第5条許可)で許可のあった件について、次のとおり第1回工事進捗状況を報告致します。

記

1. 事業概要

目的	住宅建築											
所在地	八重瀬町字東風平東風平原123番地											
面積	田	m ²	畑	500	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²	計	500	m ²

2. 工事進捗状況

全体事業費	前回までの進捗率			今までの進捗率		
20,000 千円	0 %			50 %		
工事内容別進捗状況	全体実施設計	整地	施設			
	100 %	100 %	15 %	%	%	%
工事における問題点	例：特になし 等 (問題がある場合は記入)					

「設計」、「整地」、「施設」のトータルのパーセントを記入。

申請地の進捗状況のパーセントを記入。

申請地の建物の進捗状況のパーセントを記入。

3. その他問題点

例：特になし 等 (問題がある場合は記入)

4. 添付資料

- ① 現場写真 (四方撮影4枚) (撮影日：令和〇年〇月〇日)
- ② 上記写真の撮影方向を示す図面
- ③ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。